

雇用継続給付について

高年齢雇用継続給付

高年齢雇用継続給付

基本手当を受給せずに雇用を継続する者に対して支給する「高年齢雇用継続基本給付金」と基本手当を受給した後再就職した者に対して支給する「高年齢再就職給付金」の二つの給付金がある。

① 支給対象者

(イ) 高年齢雇用継続基本給付金【法61】

被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の労働者であって、60歳以後の各月に支払われる賃金が原則として60歳時点の賃金額の75%未満となった状態で雇用を継続する高年齢者

(ロ) 高年齢再就職給付金【法61の2】

基本手当を受給した後、60歳以後に再就職して、再就職後の各月に支払われる賃金額が基本手当の基準となった賃金日額を30倍した額の75%未満となった者で以下の要件を満たす者

- a 基本手当についての被保険者であった期間が5年以上あること
- b 再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上あること
- c 安定した職業に就くことにより被保険者となったこと

② 給付額

60歳以後の各月の賃金の15%

※賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金70.15%を超え75%未満の場合は
逓減した率【右図参照】

※賃金と給付の合計が月額33万9,560円を超える場合、超える額を減額

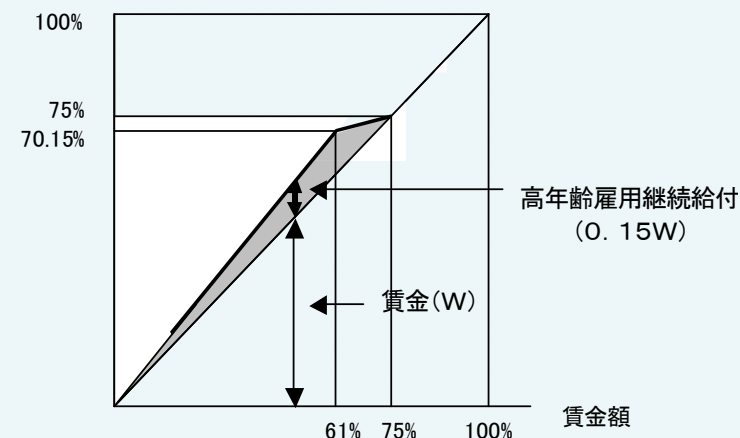
③ 支給期間

65歳に達するまでの期間

※①(ロ)は、基本手当の支給残日数200日以上は2年間、100日以上は1年間)

(注) 同一の再就職について、再就職手当と高年齢再就職給付金は併給されない。

賃金額+給付額



(注) パーセンテージは60歳時点の賃金に対する割合である。

・高年齢雇用継続給付 初回受給者数 178,861人 (H27年度)

(参考) 主な制度変遷	平成15年改正以前 (平成7年4月創設)	平成15年改正 (同年5月施行)
給付率	賃金の原則 25% ※賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して ・80～85%：給付額は逓減 ・85%以上：支給しない	賃金の原則 15% ※賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して ・70.15～75%：給付額は逓減 ・75%以上：支給しない

高年齢雇用継続給付の支給状況

【年度別】

(単位：人、千円、%)

	初回受給者数		支給金額	
		前年度比		前年度比
平成18年度	125,382	20.7	110,503,006	△12.0
平成19年度	179,400	43.1	112,548,921	1.9
平成20年度	199,806	11.4	124,820,924	10.9
平成21年度	222,292	11.3	142,429,168	14.1
平成22年度	199,369	△10.3	154,719,011	8.6
平成23年度	195,503	△1.9	171,147,002	10.6
平成24年度	188,726	△3.5	174,502,765	2.0
平成25年度	180,330	△4.4	173,355,454	△0.7
平成26年度	178,165	△1.2	173,713,743	0.2
平成27年度	178,861	0.4	172,446,776	△0.7

(注1)各年度の数値は、年度合計値である。

(注2)支給金額は業務統計値である。

【月別】

(単位：人、千円、%)

	初回受給者数		支給金額	
		前年比		前年比
平成26年10月	11,398	△3.0	14,092,479	△0.3
11月	12,976	△2.4	14,776,625	△1.8
12月	12,778	0.3	13,935,699	0.5
平成27年1月	11,491	4.1	14,854,364	△0.5
2月	11,243	3.5	13,694,053	△0.8
3月	14,619	7.2	14,944,656	0.0
4月	12,973	3.8	13,517,002	△1.6
5月	20,114	△4.6	14,336,259	△2.3
6月	26,540	△0.6	14,089,596	△0.9
7月	21,490	6.0	15,549,084	△0.2
8月	12,145	6.4	13,922,793	△0.9
9月	11,583	△0.9	14,924,223	△1.6
10月	11,445	0.4	14,081,381	△0.1
11月	12,941	△0.3	14,818,185	0.3
12月	12,817	0.3	13,745,761	△1.4
平成28年1月	11,208	△2.5	14,727,416	△0.9
2月	11,426	1.6	13,761,857	0.5
3月	14,179	△3.0	14,973,219	0.2
4月	11,843	△8.7	13,189,148	△2.4
5月	19,450	△3.3	14,472,421	0.9
6月	28,297	6.6	14,199,675	0.8
7月	20,480	△4.7	15,169,134	△2.4
8月	12,309	1.4	14,207,213	2.0
9月	11,835	2.2	15,044,314	0.8

育児休業給付の概要

1 趣旨

労働者が育児休業を取得しやすくし、職業生活の円滑な継続を援助、促進するために、育児休業給付を支給する。

2 支給対象事由

労働者が1歳（※）（子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合については1歳6か月）未満の子を養育するための育児休業を行う場合に支給する。

※ 当該労働者の配偶者が、子の1歳に達する日以前のいずれかの日において当該子を養育するための休業をしている場合は、1歳2ヶ月

3 支給要件

雇用保険の被保険者が、育児休業をした場合に、当該休業を開始した日前2年間に、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月が通算して12か月以上あること

4 給付額

育児休業開始から6月までは休業開始前賃金の67%相当額、それ以降は休業開始前賃金の50%相当額

※ 原則40%のところ、当分の間の暫定措置として給付率を引上げ

※ 賃金と給付の合計額が休業開始時賃金日額の80%を超える場合は、超える額を減額

育児休業給付に係る主な制度変遷

	平成12年改正以前 (平成7年4月創設)	平成12年改正 (平成13年1月施行)	平成19年改正 (同年10月施行)	平成21年改正 (22年4月施行)	平成26年改正 (同年4月施行)
給付率	25% 〔 育児休業基本給付金：20% 職場復帰給付金：5% 〕	40% 〔 育児休業基本給付金：30% 職場復帰給付金：10% 〕	50% 〔 育児休業基本給付金：30% 職場復帰給付金：20% ※平成21年度末まで(暫定措置) 〕	50% ※全額休業期間中に支給 ※暫定措置の期限を「当分の間」に延長	67% (50%) ※育児休業開始から6月までは休業開始前賃金の67%に引き上げ (それ以降は休業開始前賃金の50%)

平成7年4月1日(育児休業給付創設)

給付率25% (育児休業基本給付金20%、育児休業職場復帰給付金5%)

平成13年1月1日

給付率を25% → 40%に引き上げ (育児休業基本給付金 20%→30%、育児休業者職場復帰給付金 5%→10%)

平成17年4月1日

給付期間の延長 (養育する子が1歳まで → 一定の場合には1歳6か月まで)

平成19年10月1日

少子化対策及び雇用の安定に資するとして、給付率を40% → 50%に引き上げ

(育児休業基本給付金 30%(変更無し)、育児休業者職場復帰給付金 10%→20%) <平成21年度末までの暫定措置>

平成22年4月1日

- ・少子化対策としての要請等を勘案し、暫定措置の期限を「当分の間」に延長
- ・休業中と復帰後6ヶ月に分けて支給していた給付を統合し、全額(50%)を休業中に支給

平成22年6月30日

同一の子について配偶者が休業をする場合については、子が「1歳2ヶ月」に達する日まで最長1年間支給
(パパ・ママ育休プラス)

平成26年4月1日

男女ともに育児休業を取得することを更に促進するため、休業開始後6月につき、給付割合を67%に引き上げ

育児休業給付の支給状況

	初回 受給者数 (人)			平均 受給月額 (円) (基本給付金のみ)			平均 給付期間 (月)			給付総額 (千円)		
		男性	女性		男性	女性		男性	女性		男性	女性
平成18年度	131,542	978	130,564	67,720	89,849	67,653	8.5	3.5	8.6	95,607,258	372,003	95,235,255
平成19年度	149,054	1,230	147,824	67,648	88,781	67,581	8.6	3.3	8.6	120,942,675	504,246	120,438,429
平成20年度	166,661	1,440	165,221	67,673	88,551	67,611	8.9	3.0	8.9	151,191,767	603,494	150,588,273
平成21年度	183,542	1,634	181,908	67,559	84,291	67,510	9.0	2.9	9.1	171,153,523	629,903	170,523,620
平成22年度	206,036	3,291	202,745	88,195	125,067	88,022	9.0	2.6	9.2	230,431,411	1,310,791	229,120,619
平成23年度	224,834	4,067	220,767	111,073	144,891	110,862	9.4	3.2	9.5	263,111,959	1,945,456	261,166,504
平成24年度	237,383	3,839	233,544	111,932	142,708	111,765	9.7	3.2	9.8	256,676,405	1,759,595	254,916,810
平成25年度	256,752	4,170	252,582	112,170	144,519	111,995	9.8	3.2	9.9	281,072,650	1,942,186	279,130,464
平成26年度	274,935	5,473	269,462	126,463	178,267	126,126	9.9	3.2	10.1	345,720,437	3,152,831	342,567,606
平成27年度	303,143	7,731	295,412	134,907	185,782	134,498	10.1	3.2	10.3	412,300,202	4,529,363	407,770,839

(注1)初回受給者数は、育児休業給付金（平成22年4月1日以前は基本給付金）に係る最初の支給を受けた者の数である。

(注2)各年度の数値は年度合計値である。

(注3)支給金額は業務統計値である。

介護休業給付の概要

1 趣旨

労働者が介護休業を取得しやすくし、職業生活の円滑な継続を援助、促進する。

※ 介護休業給付は、介護休業による賃金の喪失を失業に準じた保険事故と捉え、雇用の継続を援助、促進するための雇用継続給付。

2 支給対象事由

労働者が対象家族の介護を行うための休業を行う場合に支給する。

イ 対象家族

- ① 配偶者（事実上婚姻関係にある者も含む。）、父母、子、配偶者の父母
- ② ①に準ずる者（労働者が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫）

ロ 対象となる休業

対象家族 1 人につき要介護状態ごとに 1 回、通算93日を限度とする。

3 支給要件

雇用保険の被保険者が、介護休業をした場合に、当該休業を開始した日前 2 年間に、賃金の支払の基礎となった日数が 1 1 日以上ある月が通算して 1 2 ヶ月以上あること。

※ ただし、期間雇用者については、労働契約の期間、期間の定めのある労働契約の更新の見込み、被保険者がその事業主に引き続き雇用された期間等からみて、休業終了後の雇用の継続が予定されていると認められる場合に給付の対象となる。

4 給付額

休業開始前賃金の67%に相当する額

※ 原則40%のところ、当分の間の暫定措置として給付率を引上げ

※ 賃金と給付の合計額が休業開始時賃金日額の80%を超える場合は、超える額を減額

介護休業給付に係る主な制度変遷

	平成12年改正以前 (平成11年4月創設)	平成12年改正 (平成13年1月施行)	平成28年改正 (平成28年8月施行)
給付率	25%	40%	67%

平成11年4月1日（介護休業給付創設）
給付率25%

平成13年1月1日
給付率を25% → 40%に引上げ

平成17年4月1日（※）
介護休業について、対象家族1人につき1回限り・連続3ヶ月まで取得可能とされていたものを、対象家族1人につき、要介護状態ごとに1回、通算93日まで取得可能とされたことに伴い、介護休業給付についても、同様の取扱いとした。
(※) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第160号）による改正

平成28年8月1日
給付率を40%→67%に引上げ

平成29年1月1日（未施行）
介護休業について、対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として分割取得が可能とされたことに伴い、介護休業給付についても同様の取扱いとする。

介護休業給付の支給状況

	受給者数 (人)			平均 受給月額 (円)			平均 給付期間 (月)			給付総額 (千円)		
		男性	女性		男性	女性		男性	女性		男性	女性
平成18年度	6,559	1,483	5,076	97,307	128,778	87,756	2.3	2.4	2.3	1,466,904	452,010	1,014,894
平成19年度	7,120	1,575	5,545	96,182	126,306	87,319	2.3	2.4	2.3	1,566,802	467,712	1,099,090
平成20年度	7,727	1,712	6,015	95,291	124,521	86,727	2.3	2.3	2.2	1,667,314	493,726	1,173,588
平成21年度	7,705	1,733	5,972	93,089	119,258	85,161	2.2	2.3	2.2	1,613,791	480,727	1,133,063
平成22年度	8,381	1,946	6,435	93,481	119,425	85,150	2.3	2.4	2.2	1,774,080	550,908	1,223,173
平成23年度	8,484	1,988	6,496	93,143	119,660	84,557	2.3	2.4	2.2	1,779,954	559,292	1,220,662
平成24年度	9,088	2,053	7,035	93,479	121,133	84,900	2.3	2.4	2.2	1,920,712	589,313	1,331,400
平成25年度	9,108	2,047	7,061	93,323	120,724	84,789	2.2	2.4	2.2	1,903,887	584,907	1,318,979
平成26年度	9,600	2,237	7,363	93,918	122,073	84,775	2.2	2.4	2.2	2,023,658	644,792	1,378,866
平成27年度	10,365	2,441	7,924	92,772	118,762	84,295	2.2	2.3	2.2	2,158,424	679,554	1,478,870

【年齢区分別受給者数】

	年齢計										
		19歳以下	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳以上 55歳未満	55歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満
受給者数 (人)	10,365	2	127	538	935	1,217	1,415	1,491	1,843	1,771	1,026
構成比 (%)	100.0	0.0	1.2	5.2	9.0	11.7	13.7	14.4	17.8	17.1	9.9

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)支給金額は業務統計値である。

論点

- 雇用継続給付の今後の在り方について、どのように考えるか。
- 特に、雇用均等分科会における育児休業に係る議論を踏まえ、給付面での対応をどのように考えるか。